

監査公表第 500 号

京都市職員措置請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により、標記の請求に係る監査を行ったので、請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 16 年 3 月 26 日

京都市監査委員	井	上	與一郎
同	安	孫子	和 子
同	下	蘭	俊 喜
同	藤	井	昭

京都市職員措置請求書

京都市職員措置請求書

2004 年 2 月 10 日

請求人

(住所) 京都市上京区

(氏名) 井 関 佳 法 ほか 5 名

- 1 2003 年 7 月 22 日に発表された京都市同和補助金調査委員会の「最終報告」にもとづいて京都市は、各補助金交付団体（部落解放同盟京都市協議会及び各支部、同和地区内の 3 自治会）にたいし、不正交付分の返還を請求することを発表した（添付資料 1 = 「最終報告」）。
- 2 これに対し、部落解放同盟京都市協及び各支部の返還は昨年 9 月までに終了し、伏見区醍醐南自治会と下京区崇仁自治連合会は分割で返還することを市と約束し、初回の返還を済ませている。
ところが、南区大築町自治会（北川龍彦会長）だけは、「最終報告」発表後半年が経過した今も、返還請求にいまだ応じていない（添付資料 2 = 「マリード」125 号）。なお、「最終報告」が認定した大築町自治会が不正受給した同和補助金額（バス庸車代含む）は 1168 万円にものぼっている（延滞利息分のぞく）。
- 3 京都市が「最終報告」で明らかにしたとおり、これだけ不正交付についての事実関係が明白になっているにもかかわらず、いまだ 1 円も返還していないという事態は、異常という他なく、京都市は補助金不正交付団体の中で、大築町自治会だけを特別扱いし、同自治会に対する返還請求を怠っていると断じざるを得ない。

とくに大築町自治会の会長の北川龍彦氏は、現在、京都市体育振興会連合会会長、京都市民生児童委員連盟会長などをつとめ、過去には京都市基本構想等審議会委員など、京都市関連団体の要職を歴任してきた有力者である（添

付資料2)。同和補助金を長期にわたって不正に交付し続けたこと自体、市民に損害をあたえ、市政不信を招いた重大事件だが、本市関係団体の要職をつとめる人物が会長をつとめる自治会が返還に応じない状況を追認する京都市の対応は、行政不信をさらに増幅させるものである。

- 4 以上の通り、京都市は、同和補助金詐取事件でこうむった損害を回復することを怠っている。よって、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、監査委員において、厳正な監査を実施し、京都市長が、違法な同和補助金を受給しながら返還に応じない大築町自治会に対し、裁判による返還請求をおこなうなど、京都市の損害を回復するよう必要な措置をとることを求める。以上

注 事実証明書の記事を省略した。

請求人に対する監査結果通知文

監 第 145 号

平成16年3月25日

請求人 様

京都市監査委員 井 上 與一郎

同 安孫子 和 子

同 下 蘭 俊 喜

同 藤 井 昭

京都市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

平成16年2月10日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく京都市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により通知します。

第1 請求の受理

1 請求の要旨

- (1) 平成15年7月22日に発表された京都市同和対策事業助成要綱に基づく補助金の交付に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）の京都市同和対策事業助成要綱に基づく補助金の調査に係る報告（以下「最終報告書」という。）に基づいて京都市（以下「市」という。）は、部落解放同盟京都市協議会（以下「同盟市協」という。）、部落解放同盟京都府連合会各支部（以下「同盟各支部」という。）及び同和地区における自治会等の団体（以下「自治会等」という。）に対し、交付又は支出（以下「交付等」という。）した補助金（以下「補助金」という。）、バス備車料並びに青年国内研修事業又は女性国内研修事業の実施のための経費（以下「委託料」という。なお、これらの補助金、バス備車料及び委託料を以下「補

助金等」という。)のうち、不適正な執行が行われていた補助金等の返還を求めていくことを発表した。

- (2) これに対し、同盟市協及び同盟各支部並びに三明会は平成15年9月までに返還を終了し、醍醐南自治会及び崇仁自治連合会は分割で返還することを市と約束し、初回分の返還を済ませている。

ところが、大築町自治会だけは、最終報告書が発表されて半年が経過した今も、返還請求にいまだ応じていない。

なお、最終報告書で認定されている大築町自治会が不正に受給した補助金等は1,168万円にも上っている(延滞利息分を除く。)

- (3) 市が最終報告書で明らかにしたとおり、これだけ不正な交付等についての事実関係が明白になっているにもかかわらず、いまだ1円も返還されていないという事態は、異常というほかなく、市は補助金等を不正に交付等した団体の中で、大築町自治会だけを特別扱いし、同自治会に対する返還請求を怠っていると断じざるを得ない。

特に、大築町自治会の会長である北川龍彦氏は、現在、京都市体育振興会連合会長、京都市民生児童委員連盟会長等を務め、過去には京都市基本構想等審議会委員等、市の関係団体の要職を歴任してきた有力者である。

市が補助金等を長期にわたって不正に交付等し続けたこと自体、市民に損害を与え、市政不信を招いた重大事件だが、市の関係団体の要職を務める人物が会長を務める大築町自治会が返還に応じない状況を追認する市の対応は、行政不信を更に増幅させるものである。

- (4) 以上のとおり、市は、補助金等詐取事件で被った損害を回復することを怠っている。よって、法第242条第1項の規定に基づき、監査委員において、厳正な監査を実施し、京都市長(以下「市長」という。)が、違法な補助金等を受給しながら返還に応じない大築町自治会に対し、裁判による返還請求を行うなど、市の損害を回復するよう必要な措置を執ることを求める。

2 要件審査

本件請求は、請求の趣旨から、市は、大築町自治会が市から交付等を受けた補助金等について不適切な執行を行ったことにより損害を被っているにもかかわらず、この損害を回復するために同自治会に対する返還請求権を行使していないこと、すなわち財産の管理を怠る事実についての請求であると解されるので、法第242条第2項本文の規定は適用されないと判断し、請求のあった事項について監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 16 年 3 月 2 日に請求人井関佳法の代理人寺園敦史から陳述を受けた。同代理人は本件請求の趣旨を補足する陳述を行った。その要旨は概ね次のとおりである。

なお、同日、請求人鈴木堯も同席したが、陳述は行わなかった。

- (1) 調査委員会がまとめた最終報告書によれば、今回の事件に関して市は一方的に公金をだまし取られた被害者の立場ではないことが分かる。よって、市は全面的な被害者として、相手方に不正に交付等した補助金等を返還せよと要求することが難しいという事情があることは十分に理解している。

しかし、市民の立場からすれば、市は、公金をだまし取られたという被害者であるから、様々な事情があったとしても、断固とした態度で、取り立てる必要があることは言うまでもない。1 千万円以上の被害を被っている市が返還請求を怠っている状況には納得できない。

市に最も欠けているのは、公金を不正に交付等した結果、市民に大きな被害を与えたり、行政不信を呼んでいるという自覚ではないかと思う。

- (2) 大築町自治会は、他の団体及び自治会と比べて、不正の件数も金額も著しく多く、更に平成 11 年度以降、市が補助金を受けて学習会事業を行う場合、温泉地での宿泊は認めないことを方針としたにもかかわらず、平成 11 年度から補助金制度が終わる平成 13 年度末までに、6 件の宿泊付き学習会事業を行い、そのうち少なくとも 4 件を温泉地で行っており、このことは二重の意味でひどい話である。

- (3) また、最終報告書によれば、市は補助金とは別に、「秘密の補助金」とも言うべきバス備車料を支出していた。大築町自治会については、市が調査した範囲では、全件についてバス備車料が支出されていた。

- (4) 大築町自治会の会長である北川龍彦氏は、京都市体育振興会連合会長であり、京都市民生児童委員連盟会長であり、或いは市の関係団体の要職を務めておられるが、「光り輝く京都をつくる会」という榊本市長の推薦団体の幹事までされている。公金をだまし取って、その返還をしない人が選挙では市長を応援するということは、非常に理解し難いことである。

また、このように行政関係団体の役職を務めておられる方であるから、行政の事務手続や今回の補助金が申告した事業以外の用途に支出することはできないことを承知していたはずである。行政の手続を熟知している立場にある人がこのようなことを行っているのは悪質である。

- (5) 今回の不正は、法第 242 条の 2 第 1 項に規定する住民訴訟の過程で、平成 14 年 10 月に京都地方裁判所が行った調査（民事訴訟法第 186 条に定める調査の囑託）によって判明した。平成 14 年 11 月にその事実が判

明するまで、市の説明は一貫して補助金は適正に交付され、問題は何かもないというものであり、監査委員に対しても、同様の主張を繰り返してきた。市は補助金等を受給した団体が、市に提出した事業助成申請書又は事業実施報告書を見れば、適正に行われたことが判断できると述べてきた。しかし、最終報告書によれば、その団体が提出した書類が単に形式だけ整えば認めていた或いはその書類が実態と異なることが分かっているとも認めていた或いはその書類自体を市の職員が作っていたということであり、監査委員に対しても嘘の説明をしていた。

このような不正の実態が延々と維持されてきたのは、補助金等の交付等に係る事務が、全く市民が関与できない密室の場で行われてきたからである。そして、補助金等の交付等について疑問を持つ市民に対しては、どういう事情で交付等がされているかの説明もされていない。

- (6) 大築町自治会が、1円も返還していないという事実は、情報公開請求を行い、関係公文書が公開されたことによって初めて知った。

大築町自治会が返還を拒否しているのか或いは何かの事情により返還計画が立てられないのかも含めて、文化市民局市民生活部人権文化推進課からは一切説明を受けていない。これまでの不正が密室で行われ、疑問を持つ市民に対して説明責任を果たしてこなかったことについての自覚が欠けていると考える。そういう意味でも厳正な監査をお願いしたい。

この請求人の陳述の聴取の際、法第242条第7項の規定に基づき、文化市民局の職員（以下「関係職員」という。）が立ち会った。

- (7) 請求人井関佳法の代理人寺園敦史は、関係職員の陳述の聴取（後述3）に立ち会った際、関係職員の陳述の後、主張を補足したが、その要旨は概ね次のとおりである。

ア 今回の事件は、単に一方が悪くて、一方が被害者であるという関係ではなく、両者共同による不正であるので、市が補助金等の返還を求めていくことが難しいという事情は承知している。

イ しかし、損害を一刻も早く回復しなければならないという立場に立てば、20年間で返還するということは納得できないものであり、市民に損害を与えたという認識があるのか疑問である。

ウ 自治会の財政基盤が弱いので、一括して返還できないというのであれば、温泉地で開催された学習会に参加した者から返還を求めればよいのではないかと考える。

2 新たな証拠の提出

請求人は、平成16年3月2日に新たな証拠の提出を行った。

3 関係職員の陳述及び関係書類の提出

関係職員に対し、関係書類の提出を求めるとともに、平成16年3月17

日に陳述の聴取を行った。これらにより、関係職員が行った説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 調査委員会が調査を行った結果、平成9年度から同11年度までに同盟各支部が実施した学習会61件（以下「訴訟対象61件」という。）に対して交付した補助金54,220,000円のうち37,484,514円、同盟市協、同盟各支部及び自治会等（以下「団体等」という。）が実施した学習会71件（以下「訴訟対象外71件」という。）に対して交付した補助金（同盟市協及び自治会等については平成9年度から同13年度までの交付分、同盟各支部については平成12年度及び同13年度交付分）50,000,000円のうち24,503,878円、バス備車料として支出した25,880,500円のうち18,003,100円及び青年国内研修事業に係る委託料として支出した3,000,000円のうち523,268円の合計80,514,760円を市が返還を求める額とした。
- (2) 訴訟対象61件に係るものについては、市が返還請求を行った同盟各支部から平成15年4月18日に請求額全額45,916,258円（うち遅延利息8,431,744円）の返還を受けた。
- (3) 訴訟対象外71件、バス備車料及び委託料（青年国内研修事業分）に係るものについては、同盟市協、同盟各支部及び三明会から平成15年9月9日までに、市がそれぞれの団体等に対し返還を求めた金額（遅延利息を含む。）全額の返還を受けた。

また、返還を求めた団体等のうち、醍醐南自治会、崇仁自治連合会及び大築町自治会については、財政が脆弱であり、一括して返還することが困難であるとの申し出があったため、各自治会等の運営状況を確認したうえで、分割して返還することを認めた。
- (4) 大築町自治会は、同和問題の解決に向け、補助金を活用し、学習会事業を始めとして様々な事業に取り組んできた。同自治会は平成11年度から温泉地での学習会事業は補助金の交付の対象外になるなどの補助金交付対象事業の変更等について、地区担当市職員（以下「市職員」という。）から一定の説明を受けてはいたものの、厳密には補助金を補助対象事業以外に使うことはできないという説明は受けていなかった。更に、同自治会に対する年間の補助金については、総額を確保しているという説明を受けていたこと等から、補助金を同自治会が行う各事業のために活用すればよいという「団体補助」的な補助として交付されているとの認識を持っていた。
- (5) 市として、最終報告書に基づき、大築町自治会と返還に向け、協議を行ってきた。

大築町自治会は、補助金等を返還する意思は示していた。しかし、同

自治会の補助金に対する認識や市職員の事務処理の仕方に問題があったため、同自治会に対しては、補助金等を交付等した個々の事業の一つ一つについて、どこに問題があったのか、なぜこのような返還額になるのかななどを説明して理解を得る必要があったことから、その協議に時間を要したものである。

- (6) 以上のように協議を重ねた結果、平成 16 年 2 月 23 日に市は大築町自治会に対して、補助金等の返還を請求するに至り、同自治会からは、一括して返還することが困難であるとして、支払の履行期限の延長の申請があった。市として同自治会の財政状況を確認したうえで、市が返還を求めた補助金等の額に、これに対する遅延利息を加えた金額（以下「元本債権金額」という。）を 20 回の年賦により返還することを承認した。
- (7) 大築町自治会は平成 16 年 2 月 27 日に、市が返還を求めた元本債権金額 14,323,483 円のうち、716,174 円を返還し、市は同年 3 月 2 日に入金の事実を確認した。

なお、本日（平成 16 年 3 月 17 日）、返還金額の分割方法等返還条件に係る合意について、債務承認履行契約公正証書（以下「公正証書」という。）が公証人（公証人法第 1 条に規定する公証人をいう。以下同じ。）により作成された。

関係職員の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人井関佳法の代理人寺園敦史が立ち会った。

第 3 監査の結果

1 事実関係

- (1) 市が訴訟対象外 71 件に対して交付した補助金は 50,000,000 円である。調査委員会は、これらについて調査を行った結果、不適切な執行が行われていたとして、8 の団体等に対して 24,503,878 円の返還を求めていくとした。
- (2) 市が訴訟対象 61 件のうちの一部の事業及び訴訟対象外 71 件のうちの一部の事業に関連して支出していたバス備車料は、12 の団体等に対する 43 件 25,880,500 円である。調査委員会は、これらについて調査を行った結果、不適切な執行が行われていたとして、11 の団体等に対して 18,003,100 円の返還を求めていくとした。
- (3) 市が同盟市協に対して支出していた委託料は 6 件 6,000,000 円である。調査委員会は、これらについて調査を行った結果、青年国内研修事業分について不適切な執行が行われていたとして、523,268 円の返還を求めていくとした。
- (4) (1)から(3)までにおいて述べたとおり、市が平成 9 年度から同 13 年度までの間において、訴訟対象 61 件以外に交付等を行った補助金等の金額

は 81,880,500 円であり、そのうち 43,030,246 円について、当該補助金等の交付等を受けた団体等に対し、元本債権金額の返還を求めていくとしたところである。その内訳等は、次表に掲げるとおりであるが、市が返還を求めた 12 の団体等のうち、9 の団体等は平成 15 年 9 月 9 日までに全額の返還を終えており、大築町自治会を含む 3 の団体等についても分割して返還することを約し、平成 16 年 2 月末日までに初回分の返還を終えている。

なお、遅延利息の額は、元本債権金額が一括して返還される場合は補助金等の各々の支払執行日の翌日から支払期日までの日数に応じ、元本債権金額が分割して返還される場合は補助金等の各々の支払執行日の翌日から市が団体等からの債務履行延期申請に基づき当該申請を承認した日までの日数に応じ、それぞれ年 5 分（民法第 404 条に規定する利率）の割合で計算して得た額である。

(単位 円)

		返還請求の内容			返還の内容		
		返還請求額	遅延利息	元本債権金額	返還日	返還金額	
一括返還団体	同盟市協	6,600,214	1,271,098	7,871,312	H15. 9. 5	7,871,312	
	同盟各支部	千本	9,137,697	2,037,217	11,174,914	H15. 9. 9	11,174,914
		田中	2,321,984	391,274	2,713,258	H15. 9. 5	2,713,258
		錦林	2,631,000	515,913	3,146,913	H15. 9. 8	3,146,913
		久世	2,367,000	544,386	2,911,386	H15. 9. 5	2,911,386
		西三条	1,968,851	278,980	2,247,831	H15. 9. 5	2,247,831
		東三条	900,000	212,876	1,112,876	H15. 9. 5	1,112,876
		清井町	720,000	181,430	901,430	H15. 9. 5	901,430
	自治会等	三明会	57,000	12,870	69,870	H15. 7. 30	69,870
	小計	26,703,746	5,446,044	32,149,790		32,149,790	
分割返還団体	自治会等	大築町自治会	11,681,500	2,641,983	14,323,483	H16. 2. 27	716,174
		醍醐南自治会	2,295,000	352,993	2,647,993	H15. 9. 19	※800,026
		崇仁自治連合会	2,350,000	461,019	2,811,019	H15. 11. 28	140,550
	小計	16,326,500	3,455,995	19,782,495		※1,656,750	
合計	43,030,246	8,902,039	51,932,285		※33,806,540		

※ 延納利息（市が履行延期を承認した平成 15 年 9 月 5 日の翌日から初回分の返還の履行日までの日数に応じ、元本債権金額に年 0.026 パー

セントの割合を乗じて得た額) 26 円を含む。

- (5) 大築町自治会は、平成 16 年 2 月 23 日に市から元本債権金額 14,323,483 円(うち遅延利息 2,641,983 円)を同月 27 日までに一括して返還するよう請求されたが、「当自治会の運営状況では、返還請求を受けた金額について、支払期日までに一括して支払うことができない」として、最終返還日を平成 35 年 2 月 27 日とし、未返還元本債権金額に年 0.026 パーセントの率を乗じて得た延納利息を支払うとする債務の履行延期の申請を行った。

市は、公正証書を作成することを条件として、平成 16 年 2 月 27 日に当該申請を承認し、大築町自治会は元本債権金額を 20 回の年賦により返還することとなった。これを受け、同自治会は同日初回分の返還(返還金額 716,174 円)を行った。

当該返還金が市に収納されたことについては、平成 16 年 3 月 2 日付けの領収済通知書により確認されている。

債務の履行延期を承認する条件とされていた公正証書は、平成 16 年 3 月 17 日に公証人により作成された。

2 監査委員の判断及び結論

本件請求について、次のとおり判断する。

- (1) 請求人は、市が補助金等の返還を求めるとした団体等のうち、同盟市協及び同盟各支部並びに三明会は平成 15 年 9 月までに返還を終了し、醍醐南自治会及び崇仁自治連合会も分割で返還することとして、初回分の返還を済ませているにもかかわらず、大築町自治会だけは最終報告書が発表されて半年が経過した今も、返還請求に応じておらず、市は同自治会に対する返還請求を怠っているとして、市の損害を回復するよう必要な措置を執ることを求めている。
- (2) しかし、市は、平成 16 年 2 月 23 日に大築町自治会に対し、元本債権金額 14,323,483 円(うち遅延利息 2,641,983 円)を同月 27 日までに一括して返還するよう、文書で請求を行った。
- (3) この市からの請求に対し、大築町自治会は、平成 16 年 2 月 24 日に履行延期申請書を市に提出し、市は同月 27 日に、公正証書を作成すること等を条件に履行期限を延期することを承認した。
- (4) 大築町自治会は、市との合意に基づき、平成 16 年 2 月 27 日に初回分の返還(返還金額 716,174 円)を行い、市は当該返還に係る入金を同年 3 月 2 日に確認している。

また、平成 16 年 3 月 17 日には、公正証書が作成されたところである。

- (5) 以上のことから、返還が完了するまでに 20 年間の期間を要するものの、請求人が主張するような、市が大築町自治会に対して有している不適切

な執行がされた補助金等に係る返還請求権の行使を怠っているという事実は認められない。

よって、請求人の主張には理由がないので、本件請求は棄却する。

(監査事務局第一課)